



大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X : 06-6131-4933 Email : 「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。

→口ご氏名：

【3月は出産に関する手続について、よくある質問
のご紹介です。】

共稼ぎ世帯が全体の半分をこえました。
今回は出産に関する手続をまとめます。

★全部で6つの手続が必要です。

→下記6つ全てが必要です。

ちょっとまとめないと、忘れがちですね。
時系列でまとめてみます。

- ①産前産後休業取得者申出書
(保険料免除に使います。原則2回提出)
- ②出産手当金
(産前産後休業中の健保からの支給です)
- ③出産一時金
(上限42万円の一時金で、通常病院で手配)
- ④健康保険扶養追加
(子どもの健康保険証)
- ⑤育児休業給付金
(産後休業終了後に雇用保険から支給)
- ⑥産前産後休業取得者申出書
(完了報告)

★税金関係は？

→所得税と住民税は以下です。

- ①所得税：所得がなければ0円です。
- ②住民税：自分で負担になります。

そこそこややこしい手続ですね。

免除申請は、忘れた場合、そのまま誰からも連絡が
来ないので、請求がきます。

★現行の助成金について

→現在助成金はかなり充実しています。

①両立支援等助成金（出生時両立支援コース）

男性社員が、5日以上連続で育児休業を取得した場合に受け取ることができます。

1人目：57万円

2人目以降10人目まで：休業取得日数に応じる

②育児休業復帰支援プラン

企業が育児休業復帰支援プランを作成し、従業員の円滑な育児休業取得と職場復帰に取り組んだ場合に受け取ることができます。

育児休業取得時：28.5万円

職場復帰時：28.5万円

特に「育児休業復帰支援プラン」はお勧めです。
取得時だけの支給申請も可能な珍しい助成金です。



【編集後記】

ミャンマーを訪問してきました。
皆さんはミャンマーをご存じですか？

ミャンマーといえば、、、
ロンジーが有名です。
ロンジーはミャンマーの民族衣装です。

男性もスカートなのですが、とっても涼しそうです。

次回3月に行ったら、ぜひ買ってみたいです。
ベトナムのアオザイみたいですが、男性も一般的なのがちがうところですね。

【ロンジー】



主なデータは以下です。

公用語：ビルマ語

人口：約5,000万人

通貨：チャット

首都：ネピドー

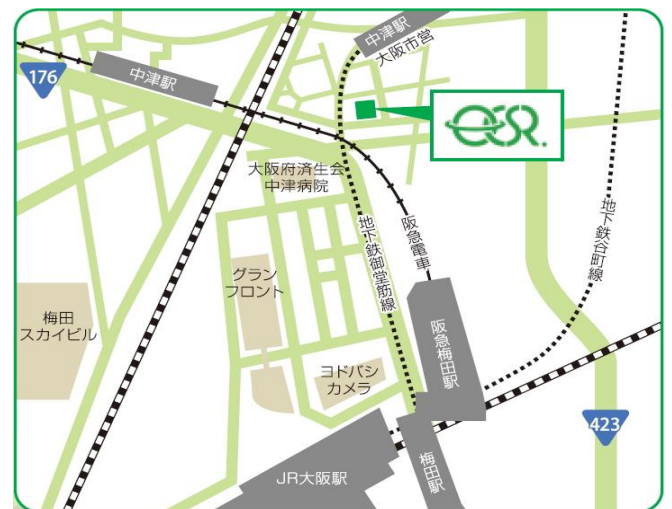
【ネピドー】



以下、ウィキペディアより

近代的な3つの大型ショッピングセンターもあるが、大きな病院は無い。ヤンゴンとは異なり、電力事情は極めて良好である。巨大な都市にレストランは20軒程もなく、駐在員は自炊を強いられるため、日本大使館や商社などの駐在員の多くはヤンゴンから移転せずにいる。

大阪ホーチミン社労士事務所本店
代表社労士 森啓治郎



【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所 本店
大阪市北区豊崎3-20-9-705
メール「info@ocsr.jp」
F A X 「06-6131-4933」